

令和 2 年 第 4 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 2 年 1 2 月 4 日 (金)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	令和 2 年 1 2 月 1 1 日 (金) 1 4 時 0 0 分
閉 会	令和 2 年 1 2 月 1 1 日 (金) 1 4 時 3 3 分
出席議員	議 長 田 中 政 浩 1 番 寺 原 裕 明 2 番 柳 雅 明 3 番 持 山 英 幸 4 番 石 橋 里 美 5 番 木 村 和 彦 6 番 深 野 良 二 7 番 田 口 讓 司 8 番 山 本 一 洋 9 番 奥 村 忠 義 1 0 番 山 本 久 矢 1 1 番 木 村 博 文 1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 横 山 善 美
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第 1 2 1 条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 近 藤 亮 太 企 画 課 長 岩 下 定 徳 財 政 課 長 神 本 浩 美 税 務 課 長 吉 浦 高 幸 住 民 課 長 亀 田 美 香 出 納 室 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長 健 康 課 長 古 川 秀 志 環 境 防 災 課 長 川 波 剛 建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣 農 林 商 工 課 長 倉 掛 俊 一 上 下 水 道 課 長 尾 籠 浩 一 郎 福 祉 課 長 宮 崎 宣 匡 こ ど も 課 長 一 木 眞 澄 教 育 課 長 橋 本 照 美 生 涯 学 習 課 長 福 本 歆
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局議会係長 仲 村 浩 之 田 中 晴 美

議 事 録

令和 2 年第 4 回定例会

[最終日]

令和 2 年 1 2 月 1 1 日 (金)

開 議	
議 長	皆さん、こんにちは。 令和2年12月定例会最終日でございます。よろしくお願い申し上げます。 本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。 これから本日の会議を開きます。 (14:00)
日程第1	
議 長	日程第1 議案第51号「筑前町議会議員及び筑前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第51号「筑前町議会議員及び筑前町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を採決します。 議案第51号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第2	
議 長	日程第2 議案第52号「筑前町附属機関に関する条例及び筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第52号「筑前町附属機関に関する条例及び筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第52号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第3	
議 長	日程第3 議案第53号「筑前町観光振興基金条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。

	質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 5 3 号「筑前町観光振興基金条例の制定について」を採決します。 議案第 5 3 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 4	
議 長	日程第 4 議案第 5 4 号「筑前町国民健康保険事業運営基金条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 河内議員
河内議員	この基金の額ですけれども、どのくらいの額が妥当だと考えておられるのかお尋ねします。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 30年度の国保制度改正以来、納付金の負担感を本町は受けている状況でございます。納付金を納めることができなければ、現時点では税率改正を行わなければいけないという現状もございます。 本町においては税率改正を元年度に行いましたが、当初の計画では3年度も税率改正を行わなければ、今後における納付金対策をはじめ、円滑な国保運営ができないと、その当時ご説明をさせていただいたこともあろうかと思っております。 しかしながら、今般の新型コロナウイルスの影響で、3年度の税率改正は困難と考え、ご提案していない状況でありまして、被保険者の皆様はじめ、ご理解とご協力で、2年度1億6,956万という決算剰余金が生まれております。 その一部を基金積立てし、次年度以降における円滑な国保運営に備え安定した継続運営を行っていくための一つとして、この条例の提案をさせていただいているものでございます。 議員ご質問の基金積立額をどの程度考えているかということでございますけれども、先ほど申しましたように、現在も納付金に対する負担感を本町を受けている現状でございますので、この中で単年度における最大の負担緩和額、元年度の約1億5,100万円という負担緩和額がございました。本来ならば納めなければならない額ということになります。 負担緩和制度も、令和5年度までとなっておりまして、6年度以降に県内保険料、保険税が均一化される計画でもございます。6年度以降、負担緩和措置がございませんので、最大のこの1億5,100万円にも対応可能な状況も備えておく必要があろうかと思っております。単年度分で1億5,100万ですので、積立金に対する根拠法等は一切ございませんけれども、一つの目安として、担当といたしましてはその2年分の約3億円を考えているところでございます。 また、その額を目指すものではございませんが、毎年毎年の状況を確認、把握

	しながら、決算剰余金が出たときに積立てが必要、妥当と考えられるときには積み立てることになるかと思ひますし、必要以上の積立金も不要だというふうを考えております。 以上です。
議 長	ほかに質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第54号「筑前町国民健康保険事業運営基金条例の制定について」を採決します。 議案第54号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は原案のとおり可決されました。
日程第5	
議 長	日程第5 議案第55号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから議案第55号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第55号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は原案のとおり可決されました。
日程第6	
議 長	日程第6 議案第56号「令和2年度筑前町一般会計補正予算（第6号）について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 木村博文議員
木村博文議員	資料の6ページ、筑前町いちご観光農園支援事業の町内いちご観光農園を支援するものとありますが、そのことについては大変いいことだなと思っているんですが、担当課が生涯学習課となっておりますので、そこの理由をちょっとお聞かせください。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。

	いちご観光農園支援金126万につきましては、主たる理由といたしまして、新型コロナ禍における、ストレスを抱えた新成人へ何かしてあげられることはないだろうかというところからスタートしております。担当職員のほうが、何度も4農園、4農園といいますのが、筑前町で観光農園を営んでおります「ちくちゃんいちご園」と「らいおん果実園」、「花立山ファーム」、「株式会社苺花」、「株式会社苺花」につきましては、四三嶋のところに本年の12月に新たにオープンする農園でございます、その4農園にご協力をいただくという形で、新成人に何かできないかというところで、感謝チケットというところも含めてお祝いをしたいというところの計画でございます。 以上でございます。
議 長	よろしいですか。 他にございませんか。 石橋議員
石橋議員	資料の9ページで、教育費のところで、モバイルルーターの310台購入ということなんですけれども、これは通信を行う会社がauさんとかドコモさんとかいくつかあるんですけれども、購入のルーターはどこの会社というのは決まっているんですか。お尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 モバイルルーターにつきましては、マルチキャリアというものの使用で行う予定にしておりますので、通信事業者の中で、その場所につながるものを探してつながっていくというような、条件としては上位のほうの内容で設定をしているようなところでございます。
議 長	石橋議員
石橋議員	そうしたら、使用料は個人で契約をしてくださいということなんですけれども、ルーターがもしauさんで個人でとなると、親御さんの携帯がもし違う会社だった場合、状況によってはつながらないときがあると思うんですけれども、これを配布されるときに、その辺りもまた、詳しく保護者の方には説明をされるんでしょうか。
議 長	教育課長
議 長	導入しますマルチルーターにつきましては、大手3社、そのほかの他社とも契約可能な仕様にはしております。その中で、保護者の方がどの通信事業者を選択されるかというのはありますので、その部分については保護者のほうの選択というふうになっていくかと思います。 一応、来年度からオンライン事業を進めるに当たってのロードマップというのを、教育課のほうでもつくっております。まず、最初の段階では、情報セキュリティや運用ルール等の策定をしていき、それについては、保護者についても、導入に当たっての様々なことについての説明会を行うようにはしております。
議 長	木村博文議員
木村博文議員	通信料はそれぞれで払っていただくということですね。もし何らかの理由で払えなくなった場合、途中で払えなくなって契約が解除された場合は、通信を介して受ける教育が受けられなくなるというような事態も発生するのではないだろうか心配するんですが、そういった場合のサポートは考えてありますでしょうか、お尋ねします。
議 長	教育課長
教育課長	通信費につきましては、基本的に保護者の負担ということを考えておりますが、

	通信費の支払い等で、特に準要保護の世帯等については生活困窮世帯ということもありますので、その部分で通信費に対する就学援助を今考えているところでございます。
議 長	木村博文議員
木村博文議員	それは分かるんですけど、やはり何らかの理由で、やっぱりコロナ禍で経済も衰退していくと心配しているんです。だから、途中でそうなった場合、途中で発生した場合は、要保護の認定をするなり、そんな手続きをしようたら時間がかかるわけなんです。そしたら、やっぱり子どもたちも毎日毎日授業を受けるわけですから、もし、システムを介して教育を受けている途中で、そういったことが発生した場合、困ると思うんですよ。そのあたりをもう一回お願いします。
議 長	教育課長
教育課長	何らかの諸事情により、オンライン学習の環境が整わないという場合も生じてくるかと思われます。そういった場合にも、代替え手段で、一人として漏れるようなことがないような教育学習の保障はしていきたいと思っておりますので、そういった状況が生じた場合には、適切な代替え等で、同等の教育が受けられるような措置をしていきたいと思います。
議 長	ほかに質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑をこれで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第56号「令和2年度筑前町一般会計補正予算（第6号）について」を採決します。 議案第56号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第7	
議 長	日程第7 議案第57号「令和2年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第57号「令和2年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。 議案第57号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8	
議 長	日程第8 議案第58号「令和2年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 （質疑なし）
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第58号「令和2年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。 議案第58号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第9	
議 長	日程第9 議案第59号「令和2年度筑前町下水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。 （質疑なし）
議 長	疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第59号「令和2年度筑前町下水道事業会計補正予算（第2号）について」を採決します。 議案第59号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第10	
議 長	日程第10 議案第60号「令和2年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 （質疑なし）
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 （討論なし）
議 長	論なしと認めます。 これから、議案第60号「令和2年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号）について」を採決します。

	議案第60号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第11	
議長	日程第11 請願第3号「全企業へ『永久劣後ローン』融資制度の創設を求める意見書の提出を求める請願書、及び発議第4号「全企業へ『永久劣後ローン』融資制度の創設を求める意見書」を一括議題とします。 本件について、総務建設常任委員長の報告、並びに関連して発議第4号の説明を求めます。 木村博文総務建設常任委員長
木村博文委員長	定例会初日の12月4日において、総務建設常任委員会に付託されました請願第3号につきまして、12月4日に委員会を開催し、審議いたしました。 それでは、審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。 議会提出議案書の1ページをお開きください。 請願第3号の結果は、お手元配付の請願審査報告書のとおり、採択であります。挙手による採決を行い、挙手全員により採択と決しました。これにより、本請願は意見書提出を願意としていることから、発議第4号を提出いたします。 2ページをご覧ください。 全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める意見書 上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。 提出者 木村博文。 賛成者 田口讓司議員 木村和彦議員であります。 提出の理由 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経営の危機にある中小企業の存続を守り、中小企業と共存共栄を図る地域金融機関の支援を目的に、資本増強策としての「永久劣後ローン」融資制度の創設を要望するため、国に対し意見書を提出する。これが、この議案を提出する理由です。 3ページをご覧ください。 意見書の内容は、お手元に配付したとおりです。 全会一致でのご賛同をよろしくお願い申し上げます。
議長	これから委員長報告に対する質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑はないようです。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 (討論なし)
議長	お諮りします。 これから、「全企業へ『永久劣後ローン』の融資制度の創設を求める意見書」を採択いたします。 発議第4号は、採択することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、本件は採択することに決定いたしました。

	したがって、発議第４号については地方自治法第９９条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出します。なお、請願第３号は採択すべきものとします。
日程第１２	
議 長	日程第１２ 発議第５号「議会活性化検討特別委員会の廃止に関する決議」を議題とします。 議案の提案理由の説明を求めます。
議 長	奥村議員
奥村議員	それでは、ただいまから発議第５号の提出理由の説明をいたします。 議会提出議案書の４ページをお開きください。 発議第５号「議会活性化検討特別委員会の廃止に関する決議」 上記の議案を別紙のとおり地方自治法第１１２条及び会議規則第１３条第１項の規定により提出いたします。 提出者 奥村忠義。 賛成者 持山英幸議員 深野良二議員です。 提出の理由 議会及び議員活動の活性化を目的とした議会活性化検討特別委員会に対する付議事件を、議会運営委員会に付託替えすることとしたため、議会活性化検討特別委員会を廃止するものであります。 なお、委員会廃止の期日につきましては、議会運営委員会の改選に伴い、令和３年１月３１日とするものです。 以上で提案理由の説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、発議第５号「議会活性化検討特別委員会の廃止に関する決議」を採決します。 発議第５号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、本件は原案のとおり可決されました。
日程第１３	
議 長	日程第１３ 「常任委員の選任」を行います。 議会提出議案書の５ページをお開きください。 お諮りします。 常任委員の選任については、委員会条例第８条第４項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。

	したがって、常任委員は名簿のとおり選任することに決定いたしました。
日程第 1 4	
議 長	日程第 1 4 「議会広報特別委員の選任」を行います。 議会提出議案書の 6 ページをお開きください。 お諮りします。 議会広報特別委員の選任については、委員会条例第 8 条第 4 項の規定によって、お手元にお配りした名簿のとおり指名したいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議会広報特別委員は名簿のとおり選任することに決定いたしました。 なお、ただいま指名した議会広報特別委員、並びに日程第 1 3 で示した各常任委員につきましては、令和 3 年 2 月の 1 日から任期となりますので、申し添えます。
日程第 1 5	
議 長	日程第 1 5 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。 議会提出議案書の 7 ページをお開きください。 議会運営委員長から、会議規則第 7 3 条の規定によりお手元にお配りした本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。 お諮りします。 委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、委員長からの申出のとおりすることに決定いたしました。
日程第 1 6	
議 長	日程第 1 6 「常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。 議会提出議案書の 8 ページ並びに 9 ページをお開きください。 各常任委員長から所掌の事務の会議規則第 7 3 条の規定によってお手元にお配りした、所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。 お諮りします。 各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、委員長から申出のとおりすることに決定いたしました。
閉 会	
議 長	これで本日の会議は全部終了いたしました。 田頭町長
町 長	ご挨拶申し上げます。令和 2 年第 4 回定例会、全ての議案承認、可決いただきありがとうございます。 令和 2 年は、新型コロナウイルスが世界中に感染拡大し、産業や人々の暮らしに甚大な影響を与えた未曾有の 1 年となりました。 そういった中で、筑前町は精力的にこのウイルスに対応しつつ、災害復旧をはじめ、総合計画に基づき、住民・議会・行政協働のまちづくりを進めてまいりま

	した。成果の一つとして、人口が、一昨日、3万人を突破いたしました。正式には、日々出入りがありますので月末の確定数値によりますが、いずれにいたしましても、目標としておりました人口になることを期待するものです。 筑前町の令和2年は、コロナで3万人達成の年として記憶される、また節目の年になると思われます。この時代に居合わせた、私ども意気に感じるところでもございます。 ウィズコロナ、アフターコロナの新しいまちづくりに希望を持って取り組んでいきたいと思えます。一層の議員各位のご尽力、ご協力をお願いいたしまして、お礼の言葉とさせていただきます。 お疲れさまでした。
議 長	町長からの挨拶が終わりました。 会議を閉じます。 令和2年第4回筑前町議会定例会を閉会します。 お疲れさまでした。 (14:33)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。 議 長 田中政浩 1 番 議 員 寺原裕明 2 番 議 員 柳 健明